



～総合型地域スポーツクラブ～

# Sports Club

## かわまたスポーツクラブ 日程表

### かわまたスポーツクラブ会員、参加者募集!

今月は、次の教室などを開催します。参加には、事前申込が必要です。講師や会場の都合により日程が変更される場合があります。また、会費などが必要な事業もありますので、詳しくは、かわまたスポーツクラブ事務局 (Tel 080-6056-1777 / 町体育館内) まで問い合わせください。

教室名	日 時	場 所	対象者
トレーニング教室	8月8日(水) 午後7時～、26日(日) 午前10時～	町体育館	町内在住・在勤の高校生以上 ※高校生の受講は保護者同伴
バレーボール教室	8月8日(水)、22日(水) 午後6時30分～7時30分	町体育館	クラブ会員の小学生
フットサル教室	8月7日(火)、21日(火) 午後6時～7時	町体育館	
エクササイズ教室	8月10日(金)、24日(金) 午後7時30分～9時	町体育館	クラブ会員の方であれば どなたでも参加可
ストレッチヨガ教室	8月6日(月)、20日(月) 午後1時30分～	中央公民館	
らくらく体操とわいわいスポーツ	8月27日(月) 午後1時30分～	中央公民館	
体幹トレーニング基礎・応用	8月9日(木)、23日(木) 午後7時30分～	町体育館	
スポーツバイキング	毎週水曜日 (15日を除く) 午後7時～	町体育館	
楽しく!卓球サークル	毎週火曜日 (14日を除く) 午後2時～	町体育館	
	毎週金曜日 (17日を除く) 午後2時～	町体育館	
グラウンドゴルフクラブ	毎週水曜日 (15日を除く) 午前9時～	町体育館そと	
ノルディックウォーキング	8月11日(土)、25日(土) 午前9時～	町体育館	
スポーツ吹矢	毎週月曜日 (13日を除く) 午前10時～	町体育館	
始めよう!スポーツ吹矢	8月4日(土) 午後2時～	鶴沢公民館	川俣在住・在勤者の どなたでも参加可
	8月11日(土) 午前9時30分～	中央公民館	
ランナーズクラブ	8月11日(土)、25日(土) 午後3時～	町体育館	
町民登山教室	9月8日(土) 午前5時～ 町体育館出発	日光白根山	町内在住・在勤者 (事前申込)

### 第19回川俣町町民グラウンド・ゴルフ大会

問 町体育館 (Tel 565-3931)

町グラウンド・ゴルフ協会が主催する大会です。参加者を募集します。

- 日時 9月1日(土) 午前8時受付
- 場所 富田小学校グラウンド (雨天決行)
- 参加資格 町内在住者
- 参加費 200円
- 申し込み 8月10日(金)まで、参加費を添えて、町体育館へ申し込んでください。
- 問い合わせ 川俣町グラウンド・ゴルフ協会事務局 佐藤 (Tel 566-5729)

### 第38回川俣町健康づくり大運動会

問 町体育館 (Tel 565-3931)

8月29日(水)まで、各ブロックで出場者を募集しています。ぜひご参加ください。

- 日時 9月30日(日) 午前8時30分開会
- 開場 川俣町体育館

### 町民登山教室「日光白根山」

問 かわまたスポーツクラブ (Tel 080-6056-1777)

本年度の町民登山は「日光白根山 (栃木県)」です。関東No.1の標高の山ですが、ロープウェイを使って気軽に登山が楽しめます。

- 日時 9月8日(土) 午前5時 町体育館前出発 (事前講習) 8月27日(月) 午後7時 町体育館会議室  
※事前講習は必ず受講していただきます。
- 場所 日光白根山 (栃木県)
- 費用 5,000円
- 対象 町内在住、在勤の登山経験者
- 持ち物 登山に適した服装 (寒さ対策)、靴等。
- 申し込み 川俣町体育館事務所内

### 県民の日 プールなどを無料開放!

8月21日の県民の日は、友ゆうプール、川俣小学校プール、町体育館のトレーニング室を無料開放します!ぜひご利用ください。※トレーニング室の利用には利用証明書が必要です。

# 後期高齢者医療保険料率と 保険料軽減制度が改正されます

平成 30・31 年度後期高齢者医療保険料率と平成 30 年度からの保険料軽減制度が改正されます。

- 1 後期高齢者医療制度では、今後見込まれる医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な財政運営を維持するため、2 年ごとに保険料率の見直しを行っていますが、平成 30・31 年度の保険料率は以下のとおり改定されます。

区分	現行の保険料率 (H28、29 年度)	新しい保険料率 (H30、31 年度)	増減幅
均等割額 (等しく負担)	年間 41,700 円	年間 41,600 円	▲ 100 円
所得割率 (所得に応じて負担)	年間 8.19%	年間 7.94%	▲ 0.25%

- 2 平成 30 年度からの保険料の軽減措置は、以下のとおり改正されます。

(1) 均等割額が軽減される所得基準の拡大について

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額が基準額以下の場合、均等割額が軽減されますが、平成 30 年度から 5 割軽減と 2 割軽減の所得基準が拡大されます。

軽減割合	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額	軽減後の均等割額
9 割軽減	【33 万円】以下で、世帯内の全被保険者それぞれの公的年金収入が 80 万以下（その他各種所得がない場合）の場合	4,160 円 / 年
8.5 割軽減	【33 万円】以下の場合	6,240 円 / 年
5 割軽減(基準拡大)	【33 万円 + 27.5 万円 (※ 1) × 被保険者者数】 以下の場合 ※ 1 改正前 27 万円	20,800 円 / 年
2 割軽減(基準拡大)	【33 万円 + 50 万円 (※ 2) × 被保険者者数】 以下の場合 ※ 2 改正前 49 万円	33,280 円 / 年

◎ 65 歳以上（1 月 1 日時点）の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除 15 万円を差し引いた額で判定します。また、専従者控除及び分離譲渡における特別控除は適用されません。

(2) 所得割額の軽減特例措置の改正について

所得割額の軽減措置は平成 30 年度から軽減なしとなります。（※平成 29 年度までは 2 割軽減）※また、平成 29 年度までは特例的な軽減措置であり、平成 30 年度以降が法令上の本則です。

- (3) 被用者保険等の被扶養者であった方の均等割額の軽減特例措置の改正について  
制度加入の前日に被用者保険等（健康保険組合、協会けんぽ、共済組合など）の被扶養者であった方は、所得割額は賦課されず、均等割額が 5 割軽減されます。（平成 29 年度は 7 割軽減）なお、平成 31 年度以降は資格取得後 2 年間は 5 割軽減（3 年目以降は軽減なし）となります。※平成 30 年度までが特例的な軽減措置であり、平成 31 年度以降が法令上の本則です。なお、世帯の所得の低い方は、その所得に応じた均等割額の軽減が適用されます。